

地域再生計画について（第 39 回認定申請分）

1 地域再生計画の申請について

平成 28 年度からの「地方創生推進交付金」の創設については、地域再生制度のもと、地域再生計画と連動する施策として位置付けられたため、推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の申請も合わせて求められるものである。

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、地方創生推進交付金を受けることが出来る。

※ 地域再生制度：地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

2 事業概要

産（市内大規模事業所）、学（亜細亜大学）および官（市）が連携し、外国人留学生を活用した子育て・子ども支援事業を推進する「留学生版 CCRC（Child Care support by Ryugakusei Community（※市による造語）」を構築し、3 者が互いに WIN-WIN となる、グローバル化を見据えた包括的な子育て・子ども支援事業や、産の食品ロスを活用した子ども食堂などを展開する。あわせて公共施設マネジメントの視点を踏まえ、閉園した市立幼稚園用地に近隣の 2 児童館を機能移転した新児童館を拠点整備し、施策の推進を図る。（別紙「三者の包括連携イメージ図」を参照）

3 地域再生計画のイメージ

A 4 用紙 数枚程度の計画を作成（別紙「地域再生計画のイメージ」を参照）

4 今までの経過

6 月下旬	地域再生計画（第 39 回）および推進交付金実施計画の申請期限
8 月下旬	地域再生計画の認定、推進交付金の交付決定